

(お知らせ)

加茂支所での「劇クロレートS粒(5kg入り)」の取扱を当分の間中止します。

津山市森林組合加茂支所ではこれまで、「劇クロレートS粒(5kg入り)」を販売していましたが、専任の有資格者が不在となったため、当分の間「劇物及び毒物取締法(昭和25年法律第303号)第7条第1項前文の規定(下記〔参考〕)により中止します。

「劇クロレートS粒(5kg入り)」の購入を希望される方は、恐縮ですが本所(津山市沼596-1)まで、おいでください。

なお、取扱が可能となった際には、改めてお知らせします。

〔参考〕

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)

(毒物劇物取扱責任者)

第7条 毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を直接に取り扱う製造所、営業所又は店舗ごとに、専任の毒物劇物取扱責任者を置き、毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止に当たらせなければならない。